

定期旅客船等の欠航に伴う授業等の取扱

悪天候等の理由により立石フェリーが欠航し、学生の通学に支障が生じた場合、以下のとおり、教務上の配慮が行われます。

立石フェリーが登校時に欠航した場合

臨時休校となります。

ただし、芸予汽船が欠航していることを前提とします。

立石フェリー以外の定期旅客船等が登校時に欠航した場合

通常通りの授業が実施されます。

ただし、その定期旅客船等を登校に利用している学生に限り、欠航のために出席できなかったコマの授業については、後日「公欠願」を提出することによって公欠扱いとなります。なお、始業後に天候の回復等によりその定期旅客船等が運航再開した場合、出席可能となったコマの授業については、公欠扱いの対象外となるので注意してください。

例1：芸予汽船第1便が欠航し、第2便（今治発 07:55 弓削着 09:00）より運航再開の場合、
1 コマ目（8:50～10:20）は公欠扱いとなるが、
2 コマ目（10:30～12:00）からは公欠扱いとならない

例2：芸予汽船第1便から第4便（今治発 12:20 弓削着 13:25）まで欠航し、
第5便（今治発 14:30 弓削着 15:40）より運航再開の場合、
4 コマ目（14:40～16:10）まで全て公欠扱いとなる

定期旅客船等が登校後に欠航した場合

通常通りの授業が継続されます。

ただし、放課後になっても運航再開の見込みがない場合には、帰宅困難な学生の輸送等の配慮が検討されます。

また、授業中に欠航予告の連絡が運航会社等から学校へ寄せられた場合には、立石フェリーが欠航する前に、帰宅困難となりうる学生を、予め帰宅させるなどの配慮が行われることもあります。

朝、学校に行こうとしたら船が止まっている・・・



港で待機



授業のある時間に運行再開

授業のある時間には運行再開しなかった



学校に来て授業を受ける
出られなかった授業は公欠

その日は公欠



翌日、公欠願を学生課教務係に提出する。
※提出しないと、公欠にはならず、普通の欠席になる